

自動車運転代行業者に対する読替え後の道路交通法の規定による使用制限の運用及び
処分量定の細目基準新旧対照表

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p>目次～第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 処分事情 次に掲げる事情をいう。</p> <p>ア 自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去1年以内に、<u>読替え後の道路交通法第117条の2第4号若しくは第5号、第117条の2の2第6号若しくは第7号、第117条の4第3号、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第1号又は第119条の2第1項第3号</u>の違反行為をした者であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(14)～(16) (略)</p> <p>第3条～様式第5号 (略)</p>	<p>目次～第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 処分事情 次に掲げる事情をいう。</p> <p>ア 自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去1年以内に、<u>読替え後の道路交通法第117条の2第2項第1号若しくは第2号、第117条の2の2第2項第1号、第2号若しくは第3号、第118条第2項第3号若しくは第4号、第119条第2項第4号又は第119条の2の2第2項</u>の違反行為をした者であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(14)～(16) (略)</p> <p>第3条～様式第5号 (略)</p>